

研究小委員会活動のガイドライン

2026年3月10日

土木計画学研究委員会 幹事会

土木計画学研究委員会では、「自発的に自由に研究活動を推進する（委員会規則第4条(3)）」目的で、研究小委員会を設置することができます。実際の運用は、[土木計画学研究委員会運用規則細則](#)に基づいて行っておりますが、研究小委員会を立ち上げようとする方、研究小委員会を運営される方の理解のために、活動のガイドラインを作成しました。

1. 研究小委員会の立ち上げ

- ・研究小委員会を立ち上げるためには、①土木計画学研究委員会の担当幹事への設置申請書の提出、②土木計画学研究委員会の幹事会での承認、③土木計画学研究委員会での承認、の手続きが必要です。
- ・このうち③土木計画学研究委員会は、原則として年2回、土木計画学研究発表会春大会・秋大会時に開催いたします。従って、春大会、秋大会の少なくとも1か月前までに①の申請を行っていただくと、手続きがスムーズになります。

2. 研究小委員会の設置承認

- ・研究小委員会の設置承認については、委員会規則、運用規則細則に示された、研究小委員会の設置目的に照らして妥当性を判断いたします。幹事会から、設置申請書の内容の修正をお願いすることもあります。

3. 設置承認後に留意いただきたい事項

- ・運営規則細則3.(6)に記載の通り、「研究小委員会は、土木計画学研究の発展のため広く研究課題を掘り起こし、人材の参加を得ることを目的として、原則公募を行うものとする。」としております。原則として、土木計画学研究委員会で承認後、IPメーリングリスト等によりすみやかに公募を開始してください。
- ・研究小委員会の設置期間は原則として委員公募後3年です。その間に一定の成果を上げることを意識してご活動ください。
- ・春大会、秋大会時の土木計画学研究委員会で半年間の活動を報告いただきます。土木計画学研究委員会は、土木学会に対して研究小委員会活動の報告が必要となっております。活動内容の報告にご協力をお願いいたします。

4. 研究小委員会の活動終了

- ・研究小委員会の設置期間は原則3年です。やむを得ず設置期間の延長を申請する場合は、小委員会の活動期間満了前の土木計画学研究委員会で承認が必要です。原則その1か月前までには、研究小委員会担当幹事に設置期間の延長をご相談ください。
- ・研究小委員会の活動成果について、ワンディセミナー、講習会、学会発表、書籍出版等の形で情報発信していただくことをお願いしています。原則として、研究小委員会の設置期間終了後半年後までに、成果の発信をお願いいたします。